

## 平成28年12月補正予算(追加) 予算の概要

条例議案の追加提案に伴う指定管理業務委託の債務負担行為及び地方自治法第213条により、性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みの経費について、繰越明許費の補正を行いました。

### ■ 予算関係議案

平成27年度近江八幡市一般会計補正予算(第6号)

#### 1 債務負担行為(追加)

(単位:千円)

事 項	期間				備考
	補正前	補正後	補正前	補正後	
一般会計					
安土城跡ガイダンス施設管理運営事業	-	平成29年度	-	5,326	追加

#### 2 繰越明許費

(単位:千円)

款 項	事 業 名	金 額	繰越理由
10 教 育 費 2 小 学 校 費	小学校施設整備事業	62,599	国の補正予算として事業採択された武佐小学校のトイレ改修工事が、児童の学校生活への影響を最小限とするため休業期間中での工事とし、年度内の工事完了が困難となつたため
10 教 育 費 4 幼 稚 園 費	幼稚園施設整備事業	71,427	設計段階において耐震構造計算の必要性が生じ、設計期間に想定以上の工期を要したことから、年度内の工事完了が困難となつたため
10 教 育 費 5 社 会 教 育 費	文化会館整備事業	381,550	国の補助事業として実施する文化会館の耐震改修工事が、実施設計において9か月程度の工期を要することが判明し、年度内の工事完了が困難となつたため
合 計		515,576	